

令和3年度

第2回 市川市国民健康保険運営協議会

日時:令和4年1月28日(金)

午後3時00分～

会場:Zoomを使用したWeb会議

次 第

1. 開 会

2. 諮 問

3. 議 題

- (1) 市川市国民健康保険税条例の一部改正について（諮問）
○医療分・支援分の課税限度額の引上げ
- (2) 市川市国民健康保険税条例の一部改正について（報告）
○子ども（未就学児）に係る均等割額の減額措置の導入
- (3) 市川市国民健康保険条例の一部改正について（報告）
○出産育児一時金支給額の改定
- (4) 令和4年度 市川市国民健康保険特別会計予算(案)について
- (5) その他

4. 閉 会

(1) 市川市国民健康保険税条例の一部改正について（諮問）

資料 1

○ 医療分及び支援分の課税限度額の引上げ

1. 諮問事項

令和4年4月1日から医療分及び支援分の課税限度額をそれぞれ現行の「63万円」から「65万円」、「19万円」から「20万円」に引上げる条例の一部改正について、本協議会の意見を伺うもの。

2. 課税限度額の概要

社会保険方式を採用する医療保険制度では、保険料（税）負担は、負担能力に応じた公平なものである必要がある。一方で、納めた保険料（税）の多寡にかかわらず、同じ内容の医療給付を受けることになるので、受益との関連において無制限に負担するとなると被保険者の納付意欲に与える影響が大きい。
このことから、被保険者の保険料（税）負担に一定の限度額が設けられている。

3. 課税限度額の引上げの目的

高齢化や医療の高度化に伴う医療費の増加が見込まれる一方、被保険者の所得が十分に伸びない状況下で、国保料（税）率の引上げで必要な収入を賄おうとすれば、高所得者層の負担は変わらないなかで、中間所得層を中心に負担を求めることになる。
賦課限度額の引上げは、高所得者に応分の負担を求め、負担感が重いといわれる中間所得層の負担上昇をできる限り抑制することを目的としている。

4. 改正の内容

改正前			改正後	
医療分	63万円	(+2万円)	医療分	65万円
支援分	19万円	(+1万円)	支援分	20万円
介護分	17万円	変更なし	介護分	17万円
合計	99万円	(+3万円)	合計	102万円

5. 課税限度額に到達する所得

単位：円

		改正前		改正後	
		所得金額	(給与収入金額)	所得金額	(給与収入金額)
医療分	1人世帯	8,616,400	(10,566,400)	8,890,200	(10,840,200)
	2人世帯	8,452,000	(10,402,000)	8,725,800	(10,675,800)
	3人世帯	8,287,600	(10,237,600)	8,561,500	(10,511,500)
	4人世帯	8,123,200	(10,073,200)	8,397,100	(10,347,100)
支援分	1人世帯	13,064,500	(15,014,500)	13,754,200	(15,704,200)
	2人世帯	12,595,600	(14,545,600)	13,285,200	(15,235,200)
	3人世帯	12,126,600	(14,076,600)	12,816,200	(14,766,200)
	4人世帯	11,657,600	(13,607,600)	12,347,200	(14,297,200)
介護分	1人世帯	11,043,400	(12,993,400)		
	2人世帯	10,323,400	(12,273,400)		
	3人世帯	9,603,400	(11,553,400)		
	4人世帯	8,883,400	(10,833,400)		
				変更なし	

6. 改正による影響

		課税限度額	超過額到達世帯数	調定額	影響額
医療分	改正前	63万円	1,220世帯	65億5,750万円	2,363万円
	改正後	65万円	1,144世帯 (△76世帯)	65億8,113万円	
支援分	改正前	19万円	639世帯	14億5,800万円	615万円
	改正後	20万円	595世帯 (△44世帯)	14億6,415万円	

※ () は改正前からの増減

7. 近隣市との比較

		法令における上限	市川市（税）	船橋市（料）	松戸市（料）	柏市（料）	浦安市（税）
令和3年度	医療分	63万円	63万円	63万円	63万円	63万円	63万円
	支援分	19万円	19万円	19万円	19万円	19万円	19万円
	介護分	17万円	17万円	17万円	17万円	17万円	17万円
令和4年度（予定）	医療分	65万円	65万円	65万円	65万円	65万円	65万円
	支援分	20万円	20万円	20万円	20万円	20万円	20万円
	介護分	17万円	17万円	17万円	17万円	17万円	17万円

8. 関係法令

- 地方税法第703条の4（抜粋）
 - 第11項 基礎課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。
 - 第19項 後期高齢者支援金等課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。
- 改正地方税法施行令第56条の88の2
 - 第1項 法第703条の4第11項に規定する政令で定める金額は、65万円とする。
 - 第2項 法第703条の4第19項に規定する政令で定める金額は、20万円とする。

<施行期日等>

公布日：令和4年3月下旬

施行日：令和4年4月1日

(2) 市川市国民健康保険税条例の一部改正について (報告)

○ 子ども (未就学児) に係る国民健康保険税の均等割額の減額措置の導入

1. 報告事項

令和3年の健康保険法等改正法に基づき、令和4年4月1日から子ども (未就学児) に係る国民健康保険料 (税) の均等割額の減額措置が新たに導入されることから、導入の趣旨、軽減措置のスキーム並びに本市における影響額等について報告するもの。

2. 現状及び導入の趣旨

【現状】

国民健康保険制度の保険料 (税) は、応益 (均等割・平等割) と応能 (所得割・資産割) に応じて設定されており、低所得世帯に対しては、応益保険料 (税) の軽減措置 (7・5・2割軽減) が講じられている。

注) 市川市では「資産割」は採用していません。

【導入の趣旨】

子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国・地方の取組として、国保制度において子ども (未就学児) の均等割保険料 (税) を軽減する。

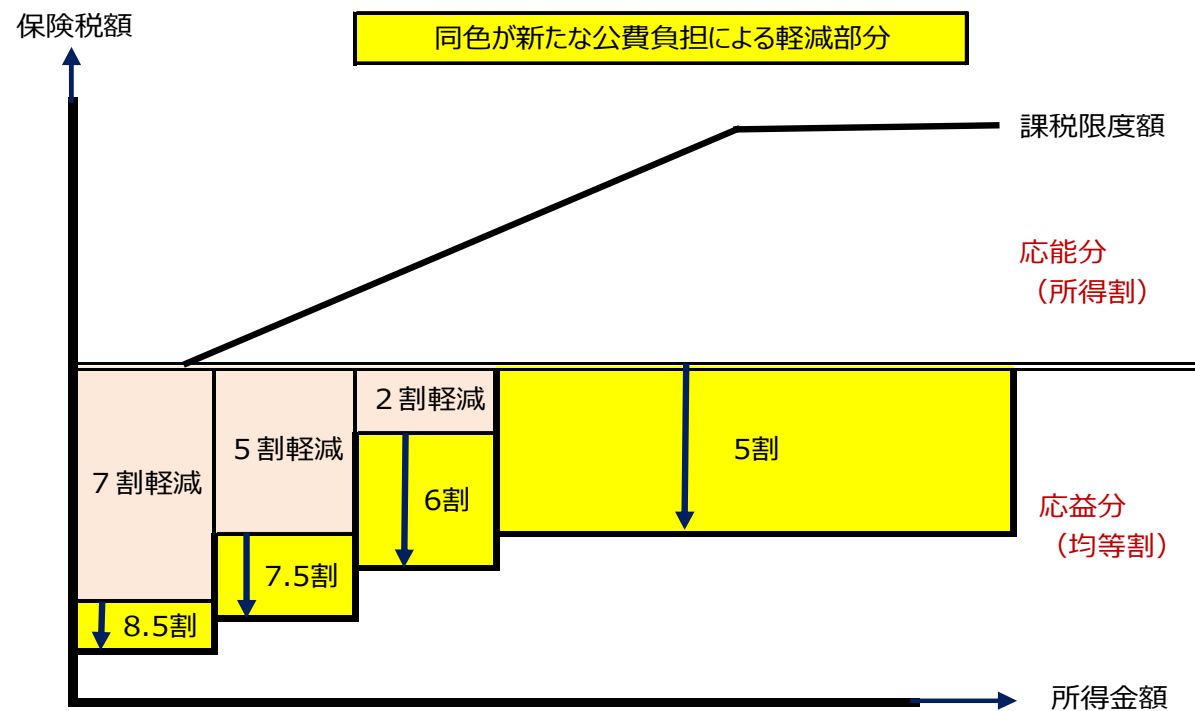
3. 軽減措置のスキーム

①対象は、国保加入の全世帯の未就学児とする。
※所得による制限等はありません。

②未就学児に係る均等割保険税について、その5割を公費により軽減する。
※例えば、7割軽減対象の未就学児の場合、残りの3割の半額を減額することから8割5分の軽減となる。(下図参照)

③新たな公費負担による軽減額の負担割合 国1/2、県1/4、市1/4

【軽減イメージ】



4. 減額措置導入による本市への影響額

①本市保険税の均等割額と未就学児の新たな軽減額

【均等割額】

- ・医療分に係る額 12,000円
- ・支援分に係る額 6,800円

【未就学児の新たな軽減額】

- ・7割軽減世帯 2,820円 (医療分 1,800円、支援分 1,020円)
- ・5割軽減世帯 4,700円 (医療分 3,000円、支援分 1,700円)
- ・2割軽減世帯 7,520円 (医療分 4,800円、支援分 2,720円)
- ・上記以外世帯 9,400円 (医療分 6,000円、支援分 3,400円)

②被保険者 (未就学児) の加入者数 2,124人 (令和3年12月時点)

うち、7割軽減世帯の未就学児数	484人
5割軽減世帯	305人
2割軽減世帯	276人
上記以外世帯	1,059人

③軽減見込額と本市の負担見込額

【軽減見込額】

- ・総額 14,828,500円

【本市の負担見込額】

- ・およそ 3,700,000円 (軽減見込額総額の1/4)

5. 関係法令

○全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律 (法律66号)
公布日 令和3年6月11日 施行日 令和4年4月1日

六 国民健康保険法の一部改正関係

1 未就学児に係る国民健康保険料等の被保険者均等割額の減額措置に関する事項

- (1) 市町村は、政令で定めるところにより、一般会計から、六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者について条例で定めるところにより行う保険料の減額賦課又は七に規定する国民健康保険税の減額に基づき被保険者に係る保険料又は地方税法の規定による国民健康保険税につき減額した額の総額を基礎とし、国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額を当該市町村の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならないこととした。(第七二条の三の二第一項関係)
- (2) 国は、政令で定めるところにより、(1)の規定による繰入金の二分の一に相当する額を負担することとした。(第七二条の三の二第二項関係)
- (3) 都道府県は、政令で定めるところにより、(1)の規定による繰入金の四分の一に相当する額を負担することとした。(第七二条の三の二第三項関係)

七 地方税法の一部改正関係

市町村は、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者がある場合には、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところにより、当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額を減額することとした。(第七〇三条の五第二項関係)

(3) 市川市国民健康保険条例の一部改正について（報告）

資料 3

○ 出産育児一時金支給額の改定

1. 報告事項

健康保険法施行令等の一部を改正する政令等の施行に伴い、市川市国民健康保険条例第4条に定める出産育児一時金の条文について改正の必要が生じたことから、令和3年12月議会において条例改正を行いました。

2. 条例改正の経緯、概要

これまで、被保険者が出産した時は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対して、出産育児一時金として404,000円を支給するほか、産科医療補償制度に加入する分娩機関で出産した場合には、制度の掛金相当額の16,000円を加算し、総額420,000円を支給してきました。

このたび、当該制度の掛金が令和4年1月1日から12,000円に引き下げられる一方、出産育児一時金等の支給総額については少子化対策の一環として420,000円を維持するとされ「出産育児一時金及び家族出産育児一時金の支給額については、産科医療保障制度の掛金の見直しを踏まえ、現行の404,000円から408,000円（産科医療補償制度の対象の場合は、掛金を加算）に引き上げる」とする健康保険法施行令の一部改正（令和4年1月1日施行）が行われました。

市川市におきましても、健康保険法施行令の一部改正を受け、同様の支給額となるよう市川市国民健康保険条例の改正を行ったものです。

3. 産科医療補償制度とは

分娩に関連して発症した重度脳性マヒのこどもと家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決および産科医療の質の向上を図ることを目的としている。

本制度は、公益財団法人日本医療機能評価機構が運営。

《補償の水準・掛金》

○補償の対象と認定されたこどもに対し、看護・介護のために一時金600万円と分割金2,400万円（20年×120万円）の総額3,000万円が補償金として支払われる。

○掛金は、お産1件ごとに分娩機関が掛金を負担することになっている。その負担に伴い掛金相当分の分娩費の上昇が見込まれることから、健康保険から給付される出産育児一時金も、平成21年1月から掛金相当分が引き上げられています。

《分娩あたり掛金》

- ・平成21年1月1日から平成26年12月31日までに出生した新生児の場合：30,000円
- ・平成27年1月1日から令和3年12月31日までに出生した新生児の場合：16,000円
- ・令和4年1月1日以降に出生した新生児の場合：12,000円

《補償制度加入状況 令和3年11月4日現在 出典：（公）日本医療機能評価機構》

○分娩機関全体

- ・病院・診療所 2,734／2,737機関 加入率 99.9%
- ・助産所 443／443機関 加入率100.0%

上記のうち千葉県の状況

- ・病院・診療所 116／116機関 加入率 100%
- ・助産所 18／18機関 加入率 100%

4. 条例改正の内容（条文の新旧対照表）

改正前	改正後
(出産育児一時金)	(出産育児一時金)
第4条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として404,000円を支給する。 ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると認めるときは、これに16,000円を加算するものとする。	第4条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として408,000円を支給する。 ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると認めるときは、これに12,000円を加算するものとする。
2 (略)	2 (略)

5. 出産育児一時金の支給状況

《過去5年間の出産育児一時金支給実績》

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
支給件数	482	465	396	338	300
支給額	199,777,258	192,624,262	163,834,646	141,022,690	123,948,790
平均支給額	414,476	414,246	413,724	417,227	413,163

(4)令和4年度 市川市国民健康保険特別会計予算(案)について

(歳入)

(単位:千円)

款	令和4年度 当初予算額 (案)	令和3年度 当初予算額	増減		構成比
			金額	率	
1. 国民健康保険税	8,705,923	8,845,907	△ 139,984	△ 1.6%	22.4%
2. 使用料及び手数料	131	141	△ 10	△ 7.1%	0.0%
3. 国庫支出金	1	1	0	0.0%	0.0%
4. 県支出金	26,050,919	25,284,409	766,510	3.0%	67.0%
5. 財産収入	312	536	△ 224	△ 41.8%	0.0%
6. 繰入金	3,850,000	3,660,000	190,000	5.2%	9.9%
(再掲)国保財政調整基金繰入金	650,000	570,000	80,000	14%	1.7%
7. 繰越金	1,000	1,000	0	0.0%	0.0%
8. 諸収入	286,714	321,006	△ 34,292	△ 10.7%	0.7%
合計	38,895,000	38,113,000	782,000	2.1%	100.0%

(歳出)

(単位:千円)

款	令和4年度 当初予算額 (案)	令和3年度 当初予算額	増減		構成比
			金額	率	
1. 総務費	622,142	633,014	△ 10,872	△ 1.7%	1.6%
2. 保険給付費	25,791,791	25,033,092	758,699	3.0%	66.3%
3. 国民健康保険事業費納付金	12,026,453	11,992,213	34,240	0.3%	30.9%
4. 共同事業拠出金	6	8	△ 2	△ 25.0%	0.0%
5. 保健事業費	375,774	372,858	2,916	0.8%	1.0%
6. 国保財政調整基金積立金	312	536	△ 224	△ 41.8%	0.0%
7. 諸支出金	68,522	71,279	△ 2,757	△ 3.9%	0.2%
8. 予備費	10,000	10,000	0	0.0%	0.0%
合計	38,895,000	38,113,000	782,000	2.1%	100.0%

(国保財政調整基金)

令和3年度取崩見込額 ▲ 750,000 千円

令和3年度積立見込額 550,641 千円

令和3年度末残高見込額 743,327 千円

令和4年度取崩見込額 ▲ 650,000 千円

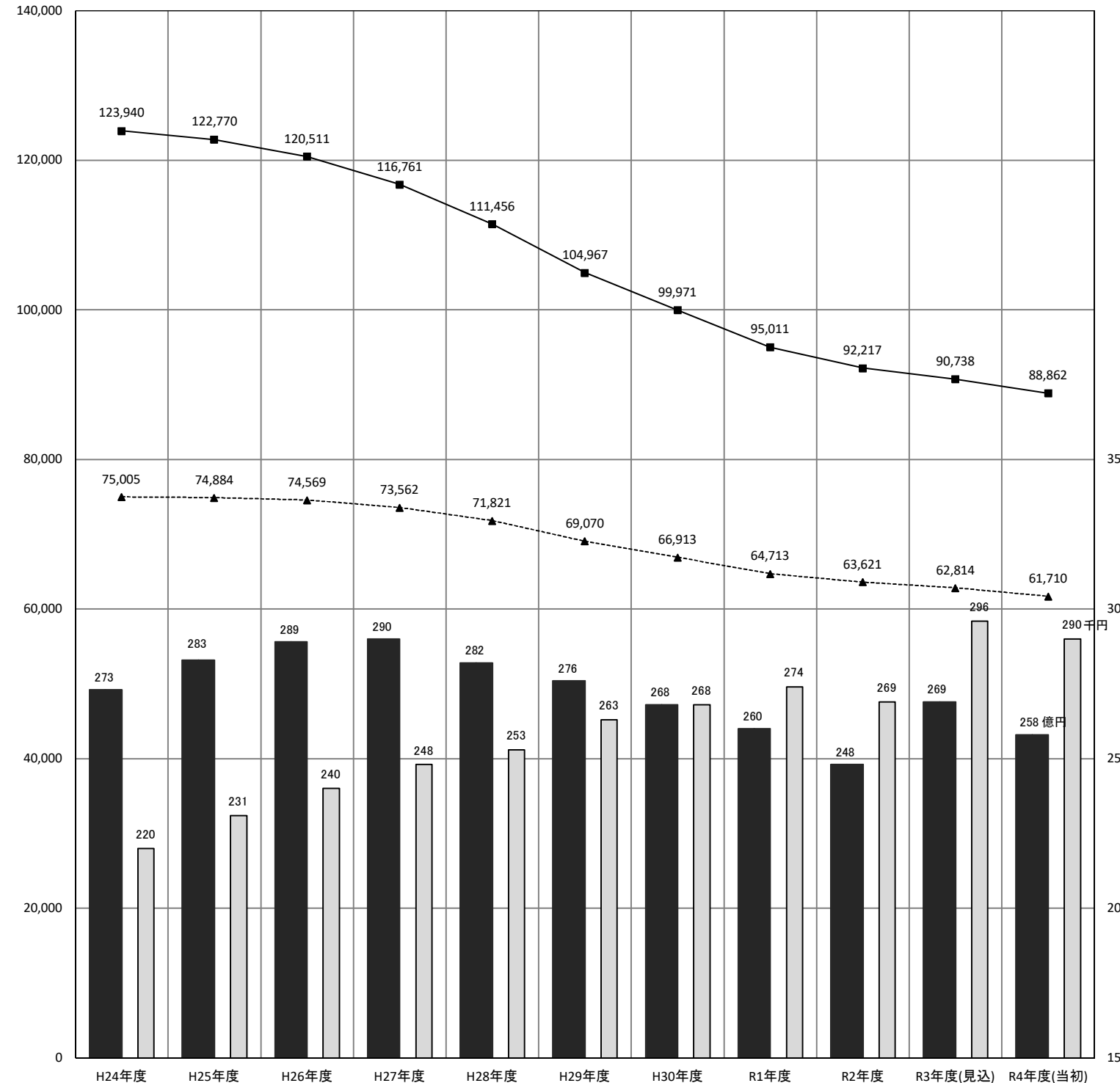
令和4年度積立見込額 312 千円

令和4年度末残高見込額 93,639 千円

世帯数及び被保険者数の推移
保険給付費の推移

(単位:人、世帯)

(単位:億円、千円)



■ 保険給付費(右軸・億円) □ 1人当たり保険給付費(右軸・千円) -▲- 世帯数(左軸) -■- 被保険者数(左軸)

令和4年度 現年度課税分の所得階層(見込)

課税対象所得階層	課税額	世帯数	割合
	千円	世帯	%
未申告	218,036	3,345	5.42
0 ～ 43 万円未満 (0 ～ 98万円)	243,029	16,211	26.27
43 ～ 100 万円未満 (98 ～ 167万円)	431,764	8,078	13.09
100 ～ 200 万円未満 (167 ～ 311万円)	1,610,712	13,231	21.44
200 ～ 300 万円未満 (311 ～ 442万円)	1,490,059	7,603	12.32
300 ～ 400 万円未満 (442 ～ 567万円)	1,057,434	4,227	6.85
400 ～ 500 万円未満 (567 ～ 688万円)	772,176	2,555	4.14
500 ～ 600 万円未満 (688 ～ 800万円)	544,660	1,629	2.64
600 ～ 700 万円未満 (800 ～ 911万円)	401,601	1,105	1.79
700万円以上 (911万円以上)	1,848,570	3,726	6.04
合 計	8,618,041	61,710	100.00

※所得階層欄の上段は所得金額、下段カッコ内は給与収入金額

令和4年度 軽減対象(見込)

	世帯数	被保険者数	軽減額
	世帯	人	千円
7割軽減	18,797	22,824	636,882
5割軽減	7,484	11,878	172,437
2割軽減	6,457	10,587	82,260
合 計	32,738	45,289	891,579

令和4年度 限度額超過世帯(見込)

	世帯数
	世帯
医療分	1,285
支援分	618
介護分	334

限度額に達する所得金額(概算)

【医療分】(65万円)

	所得金額	(給与収入金額)
	円	円
1人世帯	8,890,200	10,840,200
2人世帯	8,725,800	10,675,800
3人世帯	8,561,500	10,511,500
4人世帯	8,397,100	10,347,100

【支援分】(20万円)

	所得金額	(給与収入金額)
	円	円
1人世帯	13,754,200	15,704,200
2人世帯	13,285,200	15,235,200
3人世帯	12,816,200	14,766,200
4人世帯	12,347,200	14,297,200

【介護分】(17万円)

	所得金額	(給与収入金額)
	円	円
1人世帯	11,043,400	12,993,400
2人世帯	10,323,400	12,273,400
3人世帯	9,603,400	11,553,400
4人世帯	8,883,400	10,833,400